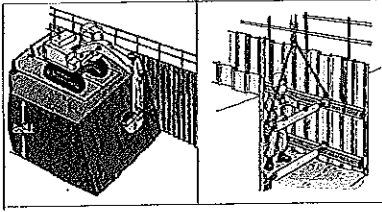


# 【地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会】のご案内 (17時間コース)



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第73号=登録有効期間満了日:平成26年3月31日)  
一般社団法人 北海道林業機械化協会 (札幌市中央区北4条西5丁目林業会館内)  
(TEL 011-251-0708、FAX 011-251-0710)

労働安全衛生法では、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(すい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く)作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業を行う場合は、技能講習の修了資格を有する作業主任者の指揮のもとに行わなければならないとされています。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。

この度、下記により講習会を開催します。

資格を取得しようとお考えの方、この機会にご受講されますようご案内申し上げます。

- 1 受講資格 地山の掘削作業及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有する者
- 2 開催日時 平成30年1月25日(木)~27日(土) 9:00~
- 3 開催場所 「北海道林業会館 5階会議室」(札幌市中央区北4条西5丁目)
- 4 講習カリキュラム

科 目		範 囲	時 間
学 科	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法、浮石・埋設物等の処理、湧水の処理及び排水の方法、法面防護の方法、土砂及び岩石の性質、土止め支保工の種類・材料・構造・組立図・点検及び補修、土止め支保工の切りばり・腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	10.5 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い、電気及び内燃機関器具及び工具、有害ガス、危険防止のための措置、崩壊の予知、服装及び保護具	3.5 時間
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法、作業標準、災害発生時における措置	1.5 時間
	関係法令	労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1.5 時間
計			17.0 時間

5 修了試験 講習修了後、修了試験(学科)を行います。

6 修了証の交付

修了試験に合格した方に対し、後日、当協会が「技能講習修了証」を交付します。

7 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、押印を忘れずに写真を添えて、当協会まで送付願います。(受講を希望される方は、人数等の確認をさせていただきますので、お早めに当協会までご連絡願います。)

※受講申込書に、当該作業に3年以上従事したことの事業主の証明が必要です。

(1) 写 真：(縦3.0cm×横2.5cm) 1 枚(裏面に氏名を記入)

(2) 受 講 料：21,000円(テキスト代含む。)

8 その他

受講時には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。

※ 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

地山の掘削及び土止め支保工  
作業主任者技能講習

受講申込書  
修了者台帳

(17時間コース)

(受付番号 No. )

フリガナ 氏名		性別 男女	修了証号 番 号	※ -----
生年月日	昭和 平成	年	月	日生
			交付年月日	※平成 年 月 日
			電話 自宅・携帯	- -
フリガナ 現住所	〒 -			
勤務先	現住所	〒 -		
	名称	電話 - -		
受講資格	地山の掘削及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有する者			
地山の掘削及び土止め支保工の作業経験期間	自 昭和・平成 年 月 日 至 昭和・平成 年 月 日 延べ経験年数 年 月			
経験証明	上記の作業経験について相違ないことを証明します。 事業所の名称 事業者氏名 印			
地山の掘削及び土止め支保工の作業経験期間	自 昭和・平成 年 月 日 至 昭和・平成 年 月 日 延べ経験年数 年 月			
経験証明	上記の作業経験について相違ないことを証明します。 事業所の名称 事業者氏名 印			

※ 記載内容に相違ありません。

平成 年 月 日

受講者氏名

印

北海道労働局長登録教習機関(北労安教第73号)  
一般社団法人 北海道林業機械化協会 様

- ※ 申込者は太枠内と枠外の提出年月日、受講者氏名を記入のうえ押印すること。
- ※ 地山の掘削及び土止め支保工の作業経験期間の欄は複数の事業所で通算する場合に下段にも記載する。